

(別記様式1) 第23条関係

平成 年 月 日

財団法人 日本冷凍食品検査協会
理事長 殿

所在地
氏名又は名称
代表者名

認定申請書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び所在地

〒 TEL

2. 格付を行おうとする農林物資の種類

種類：調理冷凍食品

3. 当該農林物資の製造又は加工を行なう工場又は事業所の名称及び所在地

〒 TEL

4. 認定の技術的基準に関する事項

1) 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設

2) 品質管理の実施方法

3) 品質管理を担当する者の資格及び人数

4) 格付の組織及び実施方法

5) 格付を担当する者の資格及び人数

5. 申請者が遵守すべき事項及び必要な情報を提供する旨の同意書

6. その他参考とすべき事項

以上

同意書

財団法人日本冷凍食品検査協会（以下「**本会**」という。）と株式会社（以下「**認定申請者**」という。）は、認定申請者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第一号二（同規則第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調理冷凍食品についての製造業者等の認定の技術的基準による認定を申請するにあたって、次の事項について同意する。

1. 本会の権利は以下の通りとする。

- (1) 認定申請者に対し、必要な報告を求め、又は事務所、工場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができること。
- (2) 認定申請者が2.(1)から2.(13)までの条件に違反し、又は(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(1)の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本会は、認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- (3) 認定申請者が(2)の規定による請求に応じないときは、本会はその認定を取り消すこと。なお、本会の規定に定める手数料の支払いがないことをもって認定を取消す場合とは以下の再々請求後10日以内に支払われない場合を言う。
本会は、認定調査にかかる費用を請求後30日以内に支払われない場合は再度請求する。再々請求後10日以内に支払われない場合、再々度請求する。
- (4) 認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、認定申請者は、本会の要求どおりに認定証を返却すること。
- (5) 認定申請者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場の名称及び所在地並びに認定の年月日、(2)の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由、並びに、格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。

2. 認定申請者が認定後負うべき義務は次の通りとする。

- (1) 認定に係る事項が、認定の技術的基準に適合するように維持すること。
- (2) 格付の表示に係るJAS法の規程を遵守すること。
- (3) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- (4) 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。
- (5) 認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品について、本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定の審査の内容その他の認定に関する業

務の内容について、誤認させるおそれのないようにすること。

- (6) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定に係る農林物資が、当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行なわないこと。
- (7) 本会が(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (8) (5)又は(6)のほか、他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について、本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について、誤認させるおそれのないようにすること。
- (9) 本会が行う調査等に協力すること。
- (10) 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を本会に報告すること。
- (11) 苦情及び製品の欠陥等に対して、必要な是正処置を行うこと。
- (12) 苦情処理に対する処置の記録を残すこと。
- (13) 本会の規程に定める手数料を支払うこと。

3 . 認定申請者の権利は以下の通りとする。

- (1) 認定申請者が、本会の活動に対する意見の相違または不満足を、本会の理事長に対して文書で表明できること。
- (2) 認定申請者が、本会の認定に関する決定に同意できないことを本会の理事長に対して文書で表明できること。
- (3) 認定申請者が、本会の活動に対する不満足を、本会の理事長に対して口頭、電話及び電子メール等の文書以外で表明できること。

平成 年 月 日

財団法人 日本冷凍食品検査協会
理 事 長 殿

認定申請者
代表者